

改正

平成17年9月30日規則第23号

鹿沼市都市公園条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鹿沼市都市公園条例（昭和45年鹿沼市条例第34号。以下「条例」という。）第24条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理料)

第2条 市長は、条例第3条の規定により鹿沼市都市公園（以下「公園」という。）の管理を指定管理者に行わせるときは、予算の範囲内において指定管理料を支払うものとする。

2 前項の場合においては、次条第1項中「市長」を「指定管理者」と読み替えるものとする。

(行為の制限に関する許可)

第3条 条例第5条第1項の規定により公園の利用の許可（土地の占用を伴う場合を除く。）を受けようとする者は、公園施設利用申請書・公園施設利用許可書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 条例第5条第1項の許可は、前項の規定による提出のあった公園施設利用申請書・公園施設利用許可書の写しに認証し、それを交付することにより行うものとする。

(占用期間の更新手続)

第4条 条例第10条第1項の規定により占用の許可を受けている者（以下「占用者」という。）が許可期間満了後引き続き占用をしようとするときは、当該許可の期間満了の日前1月までに、申請しなければならない。

(使用料等の減免)

第5条 条例第15条の規定による使用料等の減免は、次に定めるところによる。

- (1) 鹿沼市の主催又は協賛の事業で使用する場合 全額
- (2) その他市長が特に必要と認める場合 市長が定める額

2 前項の規定により使用料等の減免を受けようとする者は、都市公園使用料等減免申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年9月30日規則第23号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

10 この規則の施行前にこの規則による改正前の鹿沼市都市公園条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

様式第1号（第3条関係）

様式第1号(第3条関係)

公園施設利用申請書

年 月 日

鹿沼市長 様
(指定管理者)

申請者 住所
(団体名)
氏名
電話

鹿沼市都市公園条例第5条第1項の規定により、次のとおり施設を利用したいので申請します。

利用責任者	住所 団体名 氏名						
利用施設	<input type="checkbox"/> 黒川緑地 砂広場 1・2・3・4・5・6 芝生広場 1・2				<input type="checkbox"/> その他 ()公園		
目的及び内容						人数	人
日時	※利用時間は、原則として午前8時から午後5時までとする。						
月日	曜日	施設名	時間	月日	曜日	施設名	時間
/				/			
/				/			
/				/			
/				/			
/				/			
/				/			
/				/			
/				/			

公園施設利用許可書

受付番号	第	号						
受付日	年	月	日	許可日	年	月	日	取扱者
許可条件								
<p>申請のあった上記の件について許可します。</p> <p style="text-align: right;">鹿沼市長 (指定管理者) 印</p>								

様式第2号(第5条関係)

様式第2号(第5条関係)

都市公園使用料等減免申請書

年 月 日

鹿沼市長 様

申請者 住 所
団体名
氏 名

鹿沼市都市公園条例第15条の規定により、次のとおり使用料等の減免を申請します。

使用(占有)公園名	
許 可 年 月 日	
許 可 番 号	
減 免 (免 除) 額	
減 免 (免 除) 理 由	

都市公園使用料等減免許可書

許可番号	第	号							
受 付 日	年	月	日	許可日	年	月	日	取 扱 者	
許可条件									
申請のあった上記の件について許可します。									
								鹿沼市長	印